

申し込み時の ①行事名(日時・曜日・コースなども) ②住所(郵便番号も) ③氏名(ふりがな) ④年齢、性別
 必要事項 ⑤電話番号 ⑥学校名・学年(児童・生徒のみ) ⑦返信先(往復はがきの場合)

在宅福祉サービス協会 介護保険認定調査員募集

業務内容 要介護認定訪問調査。週1〜4回程度、午前9時〜午後5時に勤務。
応募資格 介護支援専門員実務研修を修了した55歳未満の方に電話。詳しくはお問い合わせください。

申込先・詳細 在宅福祉サービス協会 ☎(208)1214
精神療養講座
 内容 精神障がい者が活用できる福祉制度[※]。
日時・会場 12月20日(土)午後2時〜4時。社会福祉総合センター(17階)。
詳細 障害福祉課 ☎(211)2936



ビジネス

北海道の最低賃金

平成15年度は、北海道(地域別)最低賃金の改正がなかったため、現行の時間額637円が引き続き適用されます。

なお、5業種の産業別最低賃金のうち3業種が12月1日(月)から改正されました。

詳細 勤労市民課 ☎(211)2278 4
 北海道労働局内線3561 ☎(709)2311

中高年再就職支援セミナー

内容・日時 ①就職活動の基礎知識が11月16日(金)②履歴書の書き方が11月23日(金)③面接の受け方が11月30日(金)④は午後1時〜4時、⑤⑥は午前9時〜午後4時。受講後にカウンセリング(2回)を実施。
会場 札幌サンプラザ(北区北24西5)。
対象 おおむね45歳以上各日20人。
申込 ①は1月8日(木)、②は15日(木)、③は22日(木)までに東京リーガルマインド ☎(0120)919381へ電話。(抽選)
詳細 勤労市民課 ☎(211)2278

緊急地域雇用創出特別対策事業(中小企業枠)受託者募集

地域の緊急・臨時的な雇用・就業機会を創出するため、次の事業について受託希望者を募集します。受託者の決定は事業担当課ごとに公正な方法により選考。失業中の方が一定数雇用するなどの条件があります。受託企業の要件・委託の要件など詳しくは、市役所13階勤労市民課で配布中の申込書かホームページ <http://www.city.sapporo.jp/shimin/kinro/を> ご覧ください。

中小企業経営セミナー

内容 下表の通り。
時間 午前9時30分〜午後4時(⑨⑩は午後4時30分まで)。
会場 産業振興センター(白石区東札幌5の1)。
申込 12月11日(木)から電話。ホームページ <http://sangyo.center.sec.or.jp/> からの申し込みも可。(先着)
申込先・詳細 産業振興センター ☎820-3033

内	容	開講日	定員	費用
①	ホームページ作成セミナー基礎コース	2月4日(木)、5日(木)	20人	4,000円
②	ホームページ作成セミナー中級コース	2月12日(木)、13日(金)	20人	4,000円
③	メンタルヘルスとストレスマネジメント	2月9日(月)	30人	2,000円
④	企画立案力向上セミナー	2月10日(火)	30人	2,000円
⑤	やる気を育てるカウンセリングマインド活用術	2月16日(月)	30人	2,000円
⑥	提案力向上セミナー	2月17日(火)	30人	2,000円
⑦	FLASH入門コース	2月18日(水)	20人	3,000円
⑧	FLASH初級コース	2月26日(木)、27日(金)	20人	4,000円
⑨	建設業営業戦略セミナーI〜神経言語プログラミング	2月19日(木)、20日(金)	30人	3,000円
⑩	建設業営業戦略セミナーII〜ダイアット・FABE法活用	2月26日(木)、27日(金)	30人	3,000円
⑪	営業マン・営業ウーマンのためのセンスアップセミナー	2月23日(月)	30人	2,000円
⑫	交渉力向上セミナー	2月24日(火)	30人	2,000円

若年層就職活動支援セミナー

内容 職業興味検査、面接の受け方[※]。
日時 12月22日(月)午前9時〜午後5時。
会場 北海道高齢期雇用就業支援センター(中央区北4西5三井生命札幌共同ビル9階)。
対象 25歳未満で無職かアルバイトに従事している求職中の方、3月に専修学校、高等専門学校、短期大学、大学などを卒業見込みの方。30人。
申込 はがき以上欄必要事項を記入し、12月16日(火)(必着)

季節的求職者のための集団現地選考会

冬期間、道外での就労を希望する方のための選考会。業種は主に建設業・製造業です。
日時・会場 12月18日(木)午前10時〜午後3時。札幌サンプラザ(北区北24西5)。
詳細 勤労市民課 ☎(211)2278 4
 札幌北公共職業安定所 ☎(743)8609 内線113

経営者のための専門家派遣

人材育成や経営改善などの経営課題に助言を行う民間の専門家を派遣しています。
対象 ①中小企業経営者、創業予定者②4つ以上の企業で構



税金

〈償却資産の申告を〉
 平成16年1月1日現在、市内で事業を営み、事務機器・店舗用備品・各種機械工具などの事業用償却資産をお持ちの方には、固定資産税が課せられます。年内に「償却資産申告書」をお送りしますので、